

## みもざの生前・死後事務委任契約について



**生前事務委任契約**とは、本人が元気なうちに日常的な事務手続きを第三者に委任する契約となり、将来に備えるための重要な手段です。病院への付き添いや入院手続き、行政手続きや、銀行手続き（預金引き出しや振込など）

これに対して、**成年後見制度**は、判断能力が衰えた際に本人を保護するための制度で、成年後見人が財産管理や療養看護をサポートします。これらの制度は、互いに補完し合う関係にあります。また**死後事務委任契約**はこれらと組み合わせることで、より包括的な対策が可能になります。本人の判断能力があるうちに契約を結ぶことで、将来のリスクを軽減することができます。

**死後事務契約**とは、依頼者が自分の死後に必要となる様々な手続きを、第三者に委託する契約です。この契約により、葬儀、遺品整理、行政手続き、住居の明け渡し、親族への連絡、医療費の清算、ペットの世話、水光熱費の清算・解約など、**成年後見制度**ではカバー出来ない、細かで幅広い内容を依頼することができます。

### 遺言との違い

遺言は法的拘束力を持つ相続や財産分与に関する事項に限定されますが、死後事務委任契約は遺言では法的効力が及ばない実務的な処理を対象とします。たとえば、葬儀や納骨の希望や遺品処分やライフラインの解約など、遺言だけでは実現が難しい希望を確実に実行することが可能です。

自身の死後の事務を希望通りに遂行するための契約であり、家族や関係者への負担軽減、希望の実現、安心感の確保に役立ちます。遺言ではカバーできない実務的な手続きを委任できる点が大きな特徴です。

### 以下に該当する方はメリットの大きな契約となります

- ・身寄りがなく、死後の手続きを頼める人がいない方
- ・遠方に家族がいる・海外在住の親族
- ・高齢者施設で暮らす方や一人暮らしの方で、家族に負担をかけたくない方
- ・特定の人に負担をかけたくない場合
- ・相続人はいるが、死後の手続きを任せられそうな人がいない

# みもざの生前・死後事務委託料金について



自身が居なくなった時に自宅や部屋をどうするか？



事務委託契約までは必要なく、単発のお困り事などは、みもざの保険外サービスを使って頂ければ、さらに柔軟で迅速な、ご利用が提供できます。もしもの時の、みもざを上手に使って下さい。

何かあれば、お世話になった人へ渡したい物がある

他界した後に迷惑や面倒を誰にもかけたくない

## 最後まで、あなたらしく、決め事を自身で決めておく

手続き・内容	料金
事務委任契約 基本管理業務 預金通帳、保険証券等の貴重品の管理	月額 10000円 月額当たり 5000円
病院への入院に関する契約、解除及び費用の支払い等の事務 入院中における住居の維持管理	1回当たり 5000円 月額当たり金 5000円
指定する関係者（甲の相続人、受遺者を除く。） への死亡通知および各種郵便物の郵送停止手続き	1件ごとに 10000円
出張中または旅行中等に住所地以外の 遠隔地で死亡した場合	100000円
遺体安置場所への出張、遺体の引き取り及び搬出の手配 死亡診断書の受領、死亡届の提出及び火葬許可申請 手荷物及び現金その他貴重品の收受など 死亡直後に行う緊急対応	50000円
葬儀、火葬に関する事務 遺骨の埋蔵・収蔵に関する事務・又は遺骨の散骨に関する事務	100000円 100000円
行政機関等発行の資格証明書等の 返納手続き及び受給者証等の返納手続き	1件当たり 10000円
医療契約・介護施設利用契約等の解約に関する事務 住居内の遺品整理	10000円 100000円
不動産賃貸借契約の解約 （不動産賃貸借契約に付随する火災保険 家賃保証契約の解約を含む。）及び住居明渡しまでの管理	10000円
電気、ガス、水道等の供給契約、固定電話（電話加入権） その他各種契約の解約手続き	1契約ごとに 10000円
住民税、健康保険料、固定資産税等の租税公課の納税手続き	1税目当たり 10000円